

この資料は令和6年度版の「受検の手引」からの抜粋です。令和7年度版の「受検の手引」は6月下旬に公表予定です。

2. 「第一次検定・第二次検定」受検対象者と受検資格区分(新受検資格)及び提出書類

- (1) 令和6年度中における年齢が17歳以上の者(平成20年4月1日に生まれた者も含む)で、以下の受検資格区分に該当し所定の実務経験年数を有する者が受検できます。
- (2) 申込書類及び必要な証明書類等を提出してください。
- (3) 実務経験の内容については、3～7ページを参照してください。

電気通信工事施工管理に関する必要な実務経験年数
【受検資格区分】電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者、又は電気通信主任技術者試験合格者
電気通信主任技術者資格者証交付後、 又は電気通信主任技術者試験合格後、実務経験1年以上

※本受検資格区分は、2級電気通信工事施工管理技術検定第一次検定に合格した者のみ、第二次検定の採点を行います。

提出が必要な書類(8～17ページ参照)

- ・受検申請書(E票)
- ・実務経験証明書(F票)
- ・受検申込書(G票)
- ・振替払込受付証明書等貼付用紙(H票)
- ・住民票(住民票コードの提出はできません)
- ・証明用写真(パスポート用)
- ・振替払込受付証明書
- ・電気通信主任技術者資格者証(写)、又は電気通信主任技術者試験合格を証する書類(写)

※各申請書類、振替払込用紙は本冊子の巻末についていますので、ミシン目から丁寧に切り離してください。

(注意)・申込書類提出後の新・旧の受検資格区分の変更はできません。

- ・受検資格のない方および書類不備等で、第一次検定の受検資格のみ満たす場合は、「第一次検定のみ」に検定区分を変更します。(その場合、当年度の「第二次検定」は受検できません)
なお、検定区分の変更については、事前に文書にて通知します。
- ・当年度の1級電気通信工事施工管理技術検定第一次検定申込者については、1級第一次検定合格後に2級検定区分を第二次検定に変更することはできません。

3. 実務経験について

(1) 実務経験とは

「実務経験」とは、電気通信工事の施工にあたり、その施工計画の作成及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等、工事の施工の管理に直接的に関わる技術上の職務経験(業務として行われたものに限る)をいい、具体的には以下の①～③(いずれも補助者としての経験を含む)をいいます。

- ① 工事請負者の従業員として請負工事の施工を管理した経験
- ② 工事発注者の従業員として発注工事の施工を指導・監督した経験
- ③ 工事監理業務等受託者の従業員として対象工事の工事監理を行った経験
(設計・工事監理業務の一括受注は工事監理業務期間のみ)

(2) 実務経験の申請について

実務経験は受検資格の基本となる重要な内容ですので、実務経験証明書(F票)、受検申請書(E票)下段部分(E-2)については、10～14ページを参照し正確に記入してください。
受検申請書(E票)、実務経験証明書(F票)は提出後の加筆・訂正はできません。

(3) 実務経験の対象となる建設工事の種類・工事内容・従事内容

建設業法に定められた建設工事の種類(いわゆる29種類)のうち、電気通信工事のみが対象です。
※電気通信工事の詳細については、4～5ページの[表Ⅰ]建設工事の種類(工事業種区分)、[表Ⅱ]工事内容、[表Ⅲ]従事内容を参照してください。

建設工事の種類は、以下の場合に電気通信工事と判断できます。

- ① 工事請負者の従業員の場合：以下のいずれか
 - ①－1 所属先が電気通信工事の建設業許可を有している場合
 - ・所属先(派遣については派遣先企業)の請け負った電気通信工事(一式工事等に含まれる電気通信工事を含む)
 - ①－2 所属先が電気通信工事の建設業許可を有していない場合
 - ・一式工事等に含まれる電気通信工事について専門技術者(建設業法第26条の2に定める技術者)を配置して行った工事を担当した場合
 - ・建設業許可を受けず建設業を営んでいる場合は、その請負工事が電気通信工事の場合
- ② 工事発注者の従業員の場合：発注工事に含まれる電気通信工事
- ③ 工事監理業務等受託者の従業員の場合：受託した範囲の工事に含まれる電気通信工事

所属先が建設業許可を有していない場合、または実務経験の業種が不明な場合は、ご自身の実務経験の工事内容が、電気通信工事に該当するかを所属先に確認してください。

国外の建設工事の実務経験となります。建設業法に基づき建設業の許可を受けた者が請け負う国外での建設工事における実務経験は国内の実務経験と同様に認められ、それ以外の国外の実務経験については国土交通大臣に個別申請し認定を受ける必要があります。(26ページを参照)